

宇治市地域防災計画の改定初案に対する パブリックコメントの実施結果及び最終案について

1. 主な改定項目

- (1) 感染症対応に係る改定
- (2) 避難情報の発令に係る改定
- (3) 関係機関との連携強化の反映
- (4) その他時点修正等

2. パブリックコメント等の結果

(1) 実施期間 令和3年3月10日(水)～4月8日(木)

(2) 意見提出結果

○意見提出者 5人

①窓口へ持参	1人
②郵送	1人
③FAX	3人
④Eメール	0人
⑤投書箱	0人

○意見数 7件

1 複数の編に関わる意見	7件
2 一般対策編	0件
3 震災対策編	0件
4 事故対策編	0件
5 資料編	0件
6 その他	0件

(3) 寄せられたご意見及びそれに対する宇治市の考え方

[別紙]

(4) 修正数

パブリックコメントによる修正 :なし

(5) 災害時における各種協定の締結の追加

災害時における復旧支援協力に関する協定(令和3年4月1日)

被災したマンホールポンプ施設の機能の迅速な回復を図ることができ
るよう、復旧支援協力に関して、新明和工業株式会社と協定を締結。

3. 今後の予定

宇治市防災会議：地域防災計画改定の決定

●宇治市地域防災計画(改定初案)に寄せられたご意見及びそれに対する宇治市の考え方

別紙

区分「①一般対策編」「②震災対策編」「③事故対策編」「④資料編」「⑤その他」

No.	区分	ご意見の内容	ご意見に対する宇治市の考え方	修正内容等
1	① ②	私の居住している砂田町若葉台地域の近くには山もなく、正直言って土砂災害の危険性についての危機感をもっていません。また、若葉台防災マニュアルの中にも土砂災害についてのマニュアルも定めておりません。ただ、コロナ禍で大変心配していることは避難所の収容能力です。マニュアルの中に地震洪水時の避難所を定めておりますが、一か所の避難所に避難民が殺到し、少し遅れての避難者が収容できないことがあるのではと思います。特にコロナ禍の中での災害時の避難所の収容能力が心配です。よろしくご検討くださいるようお願いいたします。	避難所は、災害時に居住する場所を失うなどした場合に生活を送る場所と位置づけ、現在、公共施設等の建物の中から、指定緊急避難場所、指定避難所、その他避難所(集会所等)及び福祉避難所を設置する事としております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、不特定多数の方が避難する避難所は、密集、密接、密閉のいわゆる「3密」を回避することが重要とされております。また、災害の種類や規模によっては全ての避難所が開設できるとは限らないことから、事前に複数の避難所を把握していただくとともに、「在宅避難」や「親戚や知人宅等への避難」等の避難手法についてもご検討いただくよう啓発に努めてまいりたいと考えております。 【一般対策編 第3編 応急対策計画 第12章 避難収容対策計画】 【震災対策編 第3編 災害応急対策計画 第10章 避難収容対策計画】	修正なし
2	① ②	私は昨年難聴の障害になり、今コロナで皆さんマスクをされていて皆さんの声が聞こえにくくて苦労しています。もし災害が起きた時、指示の声が聞こえなく戸惑うことがあると思うし心配でなりません。障がい者の人に対しての配慮はどの様に今後されるかが気になります。	災害時は、特に配慮を必要とする人に対して、生活環境面等に特段の配慮と支援が必要です。また、避難所においても、避難者のそれぞれのニーズと視点に配慮する必要があります。具体的には仮設トイレの設置等についてプライバシーに配慮したり、情報の伝達には、ラジオや電子メール等の活用に加え、手話や筆談など情報伝達手段を工夫し対応してまいります。 【一般対策編 第3編 災害応急対策計画 第13章 特に配慮を必要とする人達の安全確保】 【震災対策編 第3編 災害応急対策計画 第11章 特に配慮を必要とする人達の安全確保】	修正なし
3	① ② ③	森林の倒木について。市が管理している市内の森林・山林割合が少ないので承知しているが、それでも倒木に関して意見を伝えたい。私有地の(だと思ふ)倒木がひどすぎて災害時に二次災害を引き起こすことは確実。市の税金で管理することは有り得ないが、やはり何とか解決してほしい。	災害の発生を未然に防止するために、各編の中でそれぞれ予防計画を定めているところです。また、発災時等における被害の拡大防止のために応急対策計画についても定めております。今後も、防災計画や関係法令に基づき、市民・行政・企業等の防災における役割分担を明確にし、互いに協力、連携することで、災害予防に努めていきたいと考えております。	修正なし
4	① ②	地域自主防災マニュアルと危機管理室が連携していない点(推測で書いています)。市が各町内区と防災マニュアルは、共有するべき。	町内会等の自主防災組織が作成された自主防災マニュアルについては、定期的な見直しをお願いし、更新を行った際にはマニュアルを再提出いただくことで情報の共有を図っております。また、作成や見直しについての相談には、助言や状況に応じて防災出前講座を実施するなどの支援を行っております。	修正なし

区分「①一般対策編」「②震災対策編」「③事故対策編」「④資料編」「⑤その他」

No.	区分	ご意見の内容	ご意見に対する宇治市の考え方	修正内容等
5	① ② ④	地域防災に关心を持っている人が私の周りにも一定数いて皆意識があることがわかる。それでも市がどういう情報を出しているのか知っている人は少ないのに、緊急時も平時も連絡、広報が今より必要だと感じている。	災害時には、広報車や職員による巡回広報、宇治市ホームページ・宇治市公式LINEによる情報の掲載、FMうじラジオ放送、テレビのデータ放送、京都府防災防犯情報メール、エリアメール・緊急速報メール等の様々な手段によって、避難に関する情報等を発信しております。また、ハザードマップなどの防災情報を掲載した「宇治市くらしの便利帳」を令和3年2月に全戸配布しました。さらに、市政だよりの各月1日号の裏表紙に、できるだけやさしい内容で一般的な気象情報の知識や防災情報の取得方法等を防災コラムとして掲載しております。今後も市の防災情報にかかる伝達方法、その他防災情報の収集・入手手段についての周知を行うとともに、引き続き市民への情報伝達手段などについての研究に努めてまいります。	修正なし
6	① ②	『感染症対応に係る改正』 はじめに、4月に入り新型コロナ感染拡大が鮮明になってきた。第4波到来か?又は、変異型も出てきた。 このような背景のもと、「避難所生活」ではクラスターが発生しないようにコロナ対策を最優先にする。 防災計画の「避難所での生活」の項目に、次の項目を追加する。 生活上3つのTKBを徹底する。(基本)特に、飛沫感染対策を重点にする。 ①アクリル板を設置 ②マスク着用又は、フェイスシールド着用の義務化 ③人と人の距離をあける ④サーマルカメラによる検温 以上の4つを対策の重点とする。	宇治市地域防災計画では、避難所における感染症対策に係る方針を示しております。具体的な対応として、避難者の受付時の検温、健康状態の確認、マスクの着用やソーシャルディスタンスの確保などは、「避難所運営における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」に定めております。避難所を開設する際には、マニュアル等に基づき、感染症への対策に努めてまいりたいと考えております。 【一般対策編 第3編 応急対策計画 第12章 避難収容対策計画】 【震災対策編 第3編 災害応急対策計画 第10章 避難収容対策計画】	修正なし

区分「①一般対策編」「②震災対策編」「③事故対策編」「④資料編」「⑤その他」

No.	区分	ご意見の内容	ご意見に対する宇治市の考え方	修正内容等
7	① ②	<p>今回は、災害と感染症がほぼ同時発生と考え、避難所でどのような対応策がとれるか考えてみました。</p> <p>指定避難所開設</p> <p>1_受付 書類に記入 検温→平温→体調聴取→異常なし→避難場所に家族毎に集合 検温→平温→体調聴取→異常あり→別室でPCR等の検査 検温→高温→別室でPCR等の検査→陰性→避難場所に家族毎に集合 検温→高温→別室でPCR等の検査→陽性→別室隔離 2_避難生活 検温 体調聴取(毎朝)、食事等、PCR等の検査(適時)、ワクチン接種(必要時) 3_別室隔離生活 検温、体調聴取(毎朝)、食事等、PCR等の検査(適時)、ワクチン接種(必要時)</p> <p>自宅避難所開設</p> <p>②指定避難所への届出、検温 体調調べ(毎朝)、食事等、PCR等の検査(適時)ワクチン接種(必要時)、指定避難所で指定された日時に受ける ※体温や体調に異常があった場合、他の家族が指定避難所に口頭か電話で連絡する。或いはパトロール中の警察官、消防署員、自治会等の要員に連絡を要請する。</p> <p>改定初案には「避難所へは市役所職員を派遣」とあるが、いったい何人の職員を派遣していただけるのか。避難所のリーダーは地域住民がなるとして、その相談役に一人。PCR等の検査は民間人でも出来るようになったと報道で耳にしますが、本当にそなれば研修の機会を設けていただきたいです。すぐに研修が出来ないなら、検査ができる職員を派遣していただきたい。体調調べは本人がしたら良いのですが、その感染症独特の表情等があるでしょう。地域住民で看護資格のある人などが体調聴取するのが適任だと思いますが、感染症が拡大している時、病院でも必要とされる人材です。体調聴取の研修をしていただくか、当面体調聴取に慣れた職員を派遣していただくようお願いしたい。感染症のワクチン接種が必要な時は、患者が病院へ行ったり、医療関係者に避難所へ来ていただく必要があります。別室隔離生活の患者が重篤な状況になる場合もあります。別室担当の地域住民が判断しなければなりませんが、研修が必要であり、当面ある程度知識のある職員の派遣をお願いしたい。</p>	<p>避難所の開設は、「避難所運営マニュアル」などに基づき、訓練や研修を受けた市職員2人が行っております。また、避難所では、感染者の早期発見やクラスター予防のため、「避難所運営における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」に基づき、避難者の受付時の検温、健康状態の確認を実施します。感染を疑う症状を確認した場合は、保健師等の助言のもと隔離対応などについても実施することとしております。また、状況に応じて、保健師が巡回をするなどして避難者の健康管理を行うこととしております。さらに、避難者一人ひとりの感染症対策への取組が感染予防につながることから、災害時に備えた感染症対策物品の備蓄なども含め、引き続き感染症対策の周知・啓発に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>【一般対策編 第3編 応急対策計画 第12章 避難収容対策計画】 【震災対策編 第3編 災害応急対策計画 第10章 避難収容対策計画】</p>	修正なし